

栄公園の維持管理に関する業務基準

1 施設・設備等保守点検業務

(1) 自家用電気工作物（夜間照明設備）の保安管理業務

① 点検回数

ア 月次点検（月1回）

イ 年次点検A（年1回） ※実施月の月次点検を兼ねる。

ウ 年次点検B（3年に1回）※実施年の年次点検A、実施月の月次点検を兼ねる。

② 対象設備

ア 受電設備

・設備容量 340キロボルトアンペア

・受電電圧 6,600ボルト

(2) グラウンド等整備（野球場・テニスコート等）

定期的にグラウンドの状態を点検・整備し、良好なグラウンドコンディションを維持し、利用に支障の無いよう管理すること。

(3) その他の施設・整備保守点検業務

その他の施設・設備においても定期的に点検等を行い、施設の機能と環境を良好に保つよう努めること。

2 清掃業務

(1) 施設清掃業務

施設全体について、日常的に施設の清掃及び維持管理に努め、市民が安全に利用できるようする。また、公園内のトイレの清掃を適宜実施し、清潔の保持に努める。

側溝及び排水桝・雨樋等、排水機能に支障がないか点検し、必要に応じてごみの除去や泥上げ等の作業を行うこと。

(2) 除草等

日常的に除草及び生垣の剪定作業を実施し、施設的美観及び機能の保持に努めること。除草剤散布及び落葉清掃等も適宜行うこと。

(3) 樹木剪定作業

施設内の樹木（低、中、高木）の剪定、伐採等を各年度ごとに管理区域を決めて行うこと。なお、支障枝においては随時作業を行うこと。

剪定方法の詳細は「資料3 樹木維持管理共通仕様書」を確認すること。

(4) その他

利用者に危害を加える恐れのある蜂やカラスの巣等の撤去を行う。また、台風、大

雨及びゲリラ豪雨等の後は、野球場内に雨水が溜まる場合があります。折れた枝や落ち葉などが散乱する場合があるので、必ず確認し、適切に処理すること。

3 運動施設管理業務

(1) 施設管理業務

利用者が良好な状態で使用できるよう運動施設の整備を行う。

(2) 夜間照明施設の管理

照明施設管理を行うための人員を配置し、照明施設の点灯、消灯及び利用者への使用時間、駐車場、使用後のグランド整備等の指導を行う。